

STOP HARASSMENT

ハラスメント防止のために

ハラスメントとは、他者を不快にさせたり、傷つけたりする言動のことをいいます。

こうした言動をする人自身に、他者を傷つける意図がなくても、ハラスメントに該当する場合があります。

ハラスメント相談室

専門相談員が面談します。

南山学園で学ぶ、働くすべての人利用できます。

一人で悩まず、あなたの困っていることを話してみませんか。

秘密は守られます。安心してお話し下さい。

一緒に解決方法を考えましょう!

- 相談室では問題が解決せず、さらに具体的な対応を希望するときは、
対策委員会へ申立書を提出し、委員会に問題解決を求めることがあります。
- 申立書は、相談室を通さずに対策委員会へ提出することもできます。

まずは 氏名・所属を明記してメールで相談予約をしてください

相談は
予約制です

南山学園
ハラスメント相談室

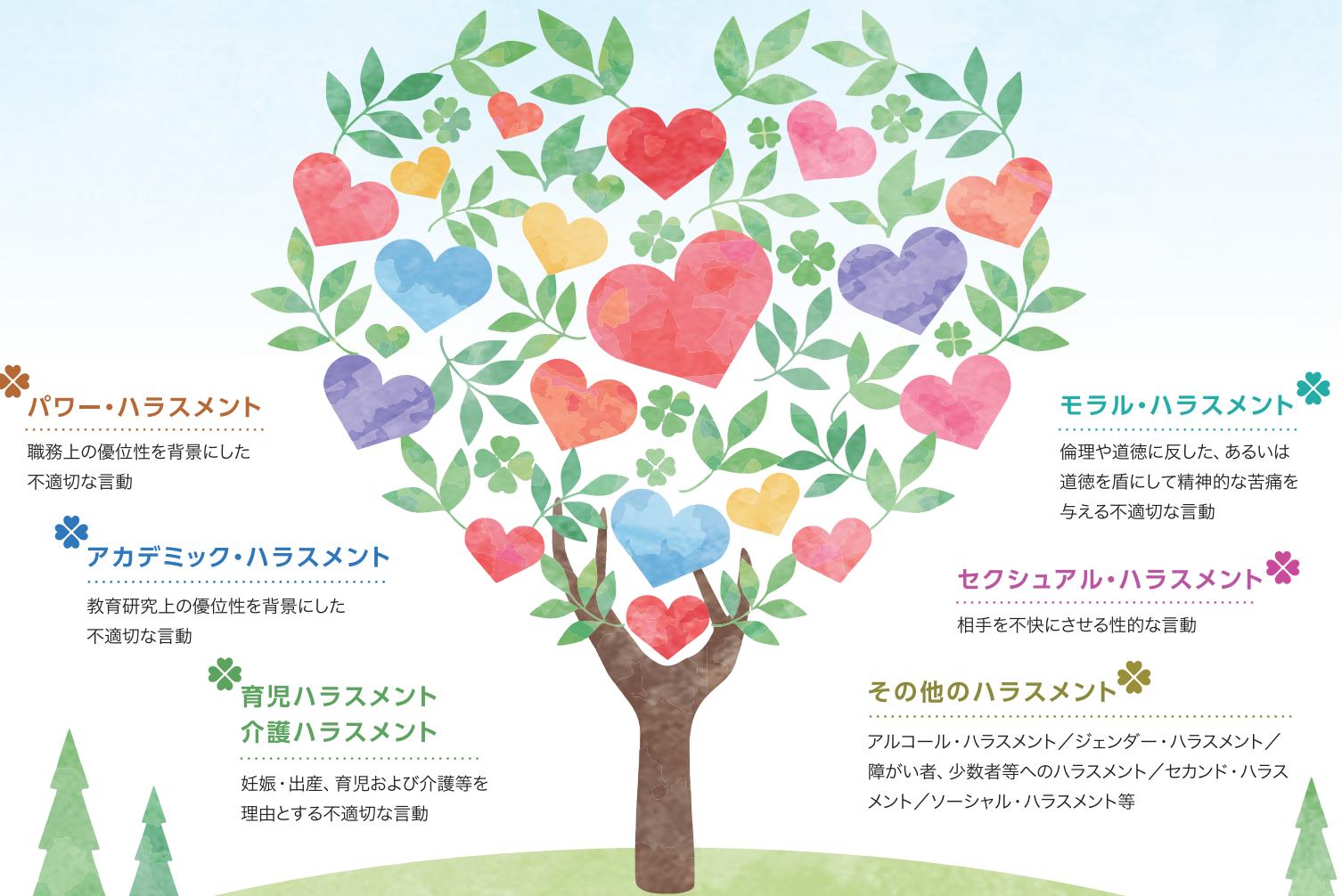
受付専用メールアドレス
hrsmt-soudan@nanzan-u.ac.jp

相談予約受付後、ハラスメント相談室事務局から折り返し連絡します。専門相談員との面談日時や場所等はメールで連絡しますので、
事務局からのメールを受信できるよう設定してください(ドメイン名は[@nanzan-u.ac.jp]です)。
ただし、事務休業等により折り返しの連絡が遅くなる場合があります。



南山学園
ハラスメント問題対策委員会

<https://www.nanzan-u.ac.jp/harassment/>
詳細はWebページをご確認ください。



人間の尊厳のために

「人間の尊厳のために」を教育のモットーとする南山学園では、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害し、または、教育・研究をする環境や、それを支える職場環境を損なうような行為は、断じてこれを許すものではありません。許されざるそのような行為の一つがハラスメントです。

学園では、「人間の尊厳のために」という教育モットーの下、憲法、教育基本法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法および育児・介護休業法等の精神に則り、さまざまなハラスメントの問題に対して厳しい姿勢で臨み、本学園すべての構成員の尊厳と人権を擁護し、ハラスメントのない平穏で快適な学習・教育・研究・就労環境を保障することに努めています。